

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 国の「雇用調整助成金」の特例措置に関するご案内

福岡県福祉労働部労働局労働政策課 作成(令和2年3月12日時点)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賞金等の一部を助成するものです。

雇用調整助成金による支援

○助成内容

助成率

大企業1/2、中小企業2/3

支給限度日数

1年間で100日

○特例の対象となる事業主

・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

○主な特例措置の内容

- ①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能
- ②生産指標(売上高等10%以上減)の確認対象期間を3か月から1か月に短縮
- ③雇用指標(最近3か月の平均値)が対前年同期比で増加している場合も対象
- ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象 等

【お問い合わせ先】(厚生労働省 福岡労働局)

機関	電話番号
福岡助成金センター	TEL 092-411-4701
北九州雇用調整助成金臨時窓口	TEL 093-616-0860